

研究通信

1974年4月刊
村落社会研究会
中央大学
文学部社会学研究室

だき、会員の皆さんの御意見を充分に伺いたいと思ったからです。
どうぞ投稿なり、お便りなり、どしどし御意見を事務局か宿題委員
会までお寄せ下さい。

共通課題の論点について

一 拡大宿題委員会のための報告

蓮見音彦

本年度の共通課題をめぐって、前号で宿題委員会の提案との提案をめぐって、第一回合同委員会で討議された概要をお知らせしましたが、本号ではさらに共通課題を開拓するため、去る三月十六日（土）中央大学会館でおこなわれた第一回研究会の席上、宿題委員である蓮見会員より、前回からさらに展開された問題指摘をいたしましたので、この報告を中心に共通課題の特集をくみました。

特集の第一は、地方在住の宿題委員の方から宿題委員会によせられた共通課題に対する御意見のお便りを全文掲載いたしました。第三に、第一回研究会で討議された問題所在を明らかにするため、当日、事務局の不仕合でテープをとりませんでしたので、メモにまとづき、出席者の御発言ができるだけ忠実に再現しました。

宿題委員のお便りを全文掲載させていただいたり、研究会の討論をできるだけ忠実に再現したのは、これをたたき台にしていた

研究通信第九〇号にみられるように、宿題委員会では、昨年度大会終了後、つきの大会の共通課題についてその大会での取扱いと、論点の明確化のための研究会の計画についての提案をとりまとめ、運営委員会に報告しました。昨年十二月七日開催された運営委員会では、この提案に対しても扱われる時期も方法もことなる報告が並んでは問題が広がりすぎて討論ができないとか、「家」をとりあげる意義が明瞭でないなどの意見が出て、この提案をどう扱うのか結論がでませんでした。そこで事務局からの御希望もあり、第一回研究会をかねて、課題の具体化と今後のすすめ方について討論する集会を開くこととしました。この集会は本来は、宿題委員会として行なうべきものかもしれないが、より実りの多いものにするため、拡大宿題委員会として開催し、冒頭に宿題委員からそれぞれ共通課題についての問題点を手短かに話し、それをもとに討論をかさねて今

後の方針をさだめる予定でした。ところが学年末で十分な準備ができず、主に選見の報告から話題を開拓していただけ結果となりましたので、その報告の要旨をお伝えすることにいたします。家の問題については十分な知識もなく、準備する余裕もない上に、このところ村研通信には「登板過多」で打込まれそうな予感がするのですが、右のような次第ですので御容赦下さい。会員から多くの意見を出していただかないとぐちになれば幸です。

今年の共通課題は、昨年のテーマである都市と農村の対立という課題の延長線上に「家」の問題をとらえ、日本資本主義の各段階における家の問題をとりあげることを通じて、現段階における資本主義と農業・農民のかかわりの特質を明らかにすることであった。そして、この課題の解明のために、①日本資本主義の形成ないし確立期、②ファシズム体制への移行期、③戦後という三つの時期を取りあげようとするものである。しかし、時期も、方法もことなる報告が並んで問題が分散するという運営委員会での疑問があるので、それぞれの時期において何を明らかにすべきか、何故それを明らかにする必要があるのかを明確にしておくことによって、討論のボイントを予め具体的にする作業をしておかねばならないであろう。この場合、とりあげられる三つの時期についてそれぞれ要請される報告の狙いは、その時期の家についての報告であれば何でもよいことではもちろんなし、また同一の問題点について異なる時

期の形態を提示してもらつて比較をしようというのを期待するものでもない。そうではなくて、一つの特定の視点からの問題設定を具体的にお出しし、その問題にスポットをあてるために、特定の時期の特定の問題が明らかにされることが期待されるのである。しかばその特定の視点からの問題設定とは何か。家・家族の問題をそれ自身として考えるならば、きわめて多様な問題提起が可能であろうし、長い歴史的経過をもつものとして、課題にはことかかれない。しかし、ここで忘れてはならないことは、この問題が、村落社会研究会において提起されたものであり、かつ従来の研究課題の延長線上に設定されたものであり、さらに昭和四九年の大会課題としてとりあげられたものであるということである。この三つの点から課題はおのずから制約されることになる。今日村研が何故この問題をとらえるのかという問いた、十分に答えられるような形において課題設定がなされねばならないし、それぞれの時期についても、今日の視点から設定された課題にかかるかぎりにおいてその時期の家が明らかにされることがのぞまれるのである。

右のように、この課題が今日設定された意味を考えながら、日本資本主義の形成発展とともに農民の家の変質過程という問題を限定してゆこうとするならば、まずもって考えられるのはつぎの点であろう。すなわち、村研が最近数年間追求してきた、「戦後自作農を担い手として成立した戦後の農村が、「解体」されてきたという時に、そこでの解体・再編成・新たな構築等々の実態・要因・展

望をとらえようとする課題に即して、この問題をとらえるとどうことである。自作農的土地位所有の主体である農民の家ないし家族が、現在いかなる状態にたちいたっており、いかなる点に「解体」の局面があらわれているのかを問うことが問題となる。過去のそれぞれの時点においても、この問題に結びつけて主題が規定される。もちろんそのことは、現段階において「解体の局面」をとらえ、過去のそれぞれの時点においては、それが健在であったことを確認しようということではなし。「解体」が今日かくのごとき形態で進行することになったのは何故であるのかとくことを明らかにするために、解体されるものの構築され、ないし再編成された形態・条件をそれぞれの特定段階において明らかにし、それによつて今日の変化の意義を適切にとらえることこそがなされねばならないことなのである。

そこで、あらかじめ考へておかねばならないのは、今日の農民の家族が、どのような変化の過程にあるとかを確認しておくことである。この確認にあたつてもっとも問題となるのは「家」という概念が、戦後の農民の家族に関連して設定しうるものか否か、さらには今日の農村に「家」はあるのかとくことの確認である。もちろん、この作業をすすめるためには、その前提として「家とは何か」という規定を行なわねばならない。「家」とく概念も、明確さを欠くことの少くない概念である。そしてまた学問の異なるに応じて、あるいは立場の異なるのに応じて、多様な意味で用いられてゐる。したがつて、この概念の統一的理解そのものが、村研にとって一つの課題ともなりかねない。ここでは、多くの議論が出ることを予想し

た上で、つきの二つの点を「家」とく概念に含ませて理解していくこととする。第一に、家と家族とを区別する場合、家族が現に生存している人間によつて構成される実体的な社会集団であるのに対して、家は過去から将来にまでわたる、したがつて死んだ祖先から、現在の家族成員、さらに未だ生を草けていない子孫にいたるものまでをも含めた超世代的連続体としての形象である。そのような観念的な現象として家を規定することができる。第二に、右のような観念が現存する家族員によつてとらえられるとき、家族内の人間關係もかかる超世代的連続体の担い手にふさわしい形に編成されようとする。このように家觀念にもとづいて編成された、集団としての家族をも「家」とよぶことができる。「日本農村に家はあるか」と問うことは、農民によつてかかる意味での家の觀念が保持されているか否か、現実の家族集團が家的な原理によつて編成されているか否かを問うといふことである。

3

農民の家族が今日なお、超世代的連続体であるところの家として編成されているか否かとくことについては、第一にその形態的側面からの検討を行うことができる。農民の家族が夫婦家族的形態をとらず、直系家族的形態をとつてみるとすれば、そこでの家族が家的に編成されていくことを想定させる一つの条件をなすであろう。そしてその点については、後にもふれるように、今日なお農民家族の圧倒的部分は直系家族的形態をとつてあり、都市家族とはくちじるしく異つたものとなつてゐることが指摘できる。

第二に、形態的側面にとどまらず、家族関係が「家」的に編成されている点としては、民法に規定された均分相続の原則が未だに実現されず、実質的には長子単独相続の形態が維持されていることがあげられる。もちろんこの点については、民法学者によるいくつかの研究があり、農家の相続制度は戦前においても単純な長子単独相続ではなかつたし、戦後においてもその点での変化はきわめて少いという指摘がある。そうした留保を含んだ意味で、長子相続が維持されている。

第三に、このことと関連して、逆に長子が宿命的に農業を継承するところ、出生の順位と職業継承との一定の結合関係をつくりあげている。

このような点から、少くとも戦後自作農は「家」的な編成をもつた農民家族を、その土地所有の担い手として成立したということができよう。そして、ここにあげた三つの点は、つぎにのべるようないふる。

今日、戦後自作農体制の解体が問題とされる段階において、基本的には「家」としてとらえることのできる農民家族が、いかなる変化の過程にあるか、いかなる形でそこに「解体」が表現されているのか、という点をつぎに問題にしなければなるまい。ここでもまず農民家族の形態的側面にあらわれた変化から検討しよう。家族の形

態についての素朴な分析の方法に、家族の形態を、夫婦家族・直系家族・傍系家族（その他の家族）といふ三つに分類し、そのある時点における分布状態を把握するというものがあることはあらためてじうまでもない。じまとこの方法によつて、家族の形態の変化を経年的に示すと、農民の家族については、長期的な変化としては、夫婦家族の減少・直系家族の増加・その他家族の減少といふ傾向が見られる。後掲の表にみると、大正九年には四六・四%をしめた夫婦家族は、昭和四五年には三六・三%に減少し、この間に直系家族は四二・二%から五六・二%に増加する。また、いわゆる傍系家族に相当するその他家族は、一一・四%から七・五%に減少する。このうちの傍系家族の変化は、主として、次三男夫婦を収容させたような手作經營が解体し、農業經營における伝統的ら雇傭關係が解消されてきた過程の表現である。その意味で、この変化は主として家族形態そのものの変化を示しているものといえる。しかし、夫婦家族と直系家族の割合の変化は、むしろ人口の自然的増減に規定されたものであつて、言葉通りの意味での家族形態の変化を示すものではない。周知のように、直系家族はその生活周期の一階段として、夫婦家族の形態を示す時期があり、その期間の長さは、両親の寿命と子女の婚姻年令によって規定される。親が長生きをすれば、その後、孫の結婚するまでの期間が短くなる。今日寿命が伸びたことによつて、直系家族の生活周期の段階の長さに変化が生じ、それが、現にみられるような数値の変化となつてあらわれてきてゐるのである。したがつて、上述の変化をさして、農民家族においては直

系家族が増加したといふのは当らないし、またこのことからすれば、直系家族の構成比が五六%であるといふ数値は、そのものとしてはあまり意味をもたないことになる。つまり、三六%の夫婦家族の中にも、何年かを経て生活周期の次の段階に到達したときには直系家族になるものも含まれているからである。そのことを考慮に入れて農民家族における直系家族の比重を問題にすることが必要なのであり、そうすれば前節で指摘したように、昭和四五年においても、農民家族の圧倒的部は直系家族と断定してよいであろう。ちなみに寿命の延びは農民においてのみ生じたものではない。だから全国統計でも経年的に直系家族が増加してもよさうなものである。しかしそうならぬのは、都市家族においては本来的な意味での直系家族がきわめて少数になり、その若干の変化が全体の動きを左右する力をすでに失っていることと、世帯分離とともに夫婦家族の激増によって、その影響が消されてしまつてゐることによるものである。

おそらく、昭和二〇年代頃の「家」を問題にする視角からすれば右のような長期的傾向としてあらわれる親夫婦と子供夫婦の同居期間の増大にともなう家族関係の矛盾の増大といふ点が、家族を問題にする場合の重要なポイントとなつたであろう。しかし、現段階における家族を問題とする意義からすれば、ポイントはその点にあるのではない。むしろ家族形態の変化におけるより短期的な事態として生じてきている現象——すなわち、近年における夫婦家族の増加に着目する必要がある。厚生行政基礎調査によると昭和三五年と昭和四五年を比較したとき、直系家族は五五%から五六%へと増加している一方、夫婦家族も三五%から三六%へと増加している。このことは、参考にあげた昭和一八年と四三年の二つの村の調査の結果を結びつけて考えるならば、長期的傾向として続いてきた夫婦家族の減少といふ傾向が、昭和三〇年から四〇年頃の時点では転換し、一転して夫婦家族の増大といふ方向を示しはじめたものとしてとらえられる。もちろんこの期間中にも寿命の延びにもとづく直系家族の増加は依然として続いているのであり、生活周期にかかる人口の自然的現象によっては説明しがたい事態が新たに生じてきたことが指摘されねばならないのである。この現象は、人口の社会移動をもとに説明しうることであろう。すなわち、農業から、あるいは農村からの人口ことに若年層の流出によって、結婚適令期を迎える配偶者を見出すことができない家族、さらには子供がすべて他出してしまい老人のみが残された夫婦家族が増加する。直系家族の生活周期の段階として考へるならば、親の死後、長男が結婚する迄の期間に夫婦家族の形をとる時期が生じるのであるから、こうした場合の世帯主は、長男が婚期を迎える前といふことで、四〇代から五〇代前半といふことになろう。その意味では、五〇代後半ごとに六〇代以降の世帯主をもつ夫婦家族は、直系家族に復帰することのきわめて困難なものとみられよう。最近の調査の折の印象からすると、このような老令世帯主の夫婦家族が増加しているようと思われる。このような形の夫婦家族の増加が、最近における新たな方向の出現の意味であるといえよう。都市における「核家族」化は若い夫婦によ

るものであるのに對し、農村の「核家族」化は老人家族の増加である。それは超世代的循環する家の周期段階を回転する軌道から脱落し、短期間のうちに消滅してしまった流星化現象でもあるか。

もちろん、家としての循環軌道からはすべて廃絶する家は、昔から必ずしも少なくはなかった。しかし、近年にいたって、長期的な家族形態の変動のバターンを崩すほどに、それが増加しつつあることに注目する必要がある。「わざ家は解体しつつある」ということになろうし、農村解体の家族次元への投影の一局面がそこに見出せるところであろう。今日、農民家族を研究することの意義はまさにこのようにして解体しつつある家の、その解体過程に注目するこ

とにあるところができないよう。

なおつけ加えるならば、相続をめぐる紛争の増大や、それとうらはらに長子への特權賦与を要求する提起がみられることは、家族關係においても「家」的な形態がようやく動搖させられてきたことを示すものであろう。また、家と結びつけて論じられる家業としての農業や家産としての土地所有という側面にも大きな変化が生じつつある。しばしば報告されてきてるよう、個々の經營の自立的単位としての性格が失なわれ、もはや家業として、家産としての意味の乏しいものになってきてることも、こうした変化の時期・過程と対応するものである。

こうした点を総合して考えるならば、今日の事態は、戰後、農地改革によってつくられたされた自作農的土地所有の主体としての家が解体しつつある事態であるとみられる。しかもそこで解体しつつあ

る家は、農地改革において創出されたものではなくて、長く日本農村の構成単位をなしてきたものである。そのような家が解体するとすることは、ひるがえって今日問題とされてくる解体といわれる事態が、一体何を解体するものなのか、単に戦後の形態の解体であるのか、それ以上のものを解体するものなのかといふことを問う素材を提供するものとなるのである。もちろんそのためには、今日農民家族において生じつた家の解体といふことが、いかなるものであるのかをさらに明らかにしておくことが必要であることはいうまでもないことであるが。

5

以上、農民家族について今日いかなる視点からそれをとらえるべきであり、その把握にいかなる意味があるのかという点についてのてきたが、つぎに、こうした角度から農民家族をとらえるとき、どのような点を明らかにしなければならないのか、関連する問題点を若干あげておくこととしよう。

今日の家族の変化が、すでに述べたように人口の社会移動によって生じてることからすれば、家の解体を生ぜしめた外的条件として、労働力の収奪という形での都市の農村収奪の帰結といふ意味でこれを把握し、労働力構成や就業構造の変化が家族形態・家族關係をいかに変容せしめるのかといふことが問われねばならないであろ

しかし、家族の変化を生ぜしめた要因としては、日本社会における家族の特殊な意義を無視することはできない。明治以降の日本の

社会体制において正統的な家族制度と考えられたものは、あらためて

て「うまたもなく家父長的な家制度であった。しかし考えてみれば、資本制社会における家族、資本・賃労働関係の広汎な展開を前提とするにふさわしい家族のあり方としては、日本のような家制度はきわめて不適合な、むしろそれときびしく矛盾するものでさえある。

原理的にいうならば、資本制社会においては家族についての法的規制はきわめてゆるやかな、むしろレッセ・フェールなものとなり、

家族の形態としては、結果的に夫婦家族に收敛してゆくものである。日本の場合はそうではなかった。現実には少なからず異った類型を含んでいた家族のあり方を強権的に統一し、正統的な形態を法定してそれへの統合をおしすすめようとした。それが、天皇制的支配体制・家族国家的支配体制の構築に必要であったことからすれば、これらのこととはよく知られている。しかし、上部構造がひとり歩きできないとすれば、このことは一方でわが国の資本賃労働関係の展開において、それがかかる非資本制的制度と同居しうるようなものであったことと対応するものであるとともに、他方では、資本制の展開につれてこれらの矛盾が露呈されるをえないものとなり、國家体制の維持のために手のこんだ手段を用ひざるをえなくさせたことを想起せねばならないであろう。そして、この正統的家族制度の戦後における変化という現象がつぎにあらわれる。戦後の場合には、家の廢止によって法的にはレッセ・フェールになつたが、教育その他を通じての正統的家族制度の教化においては「近代家族としての核家族」がかわって位置をしめた。それにもかかわらず、

農村の実態においては、「核家族化」は実現されなかつたのであり、上述のように家が現実には残存した。このことは、戦後の改革が農民に何をもたらしたのか、戦後自作農としての農民の規定を考える場合に、ここでの戦後ににおける正統的家族制度と農民の実態との乖離の意味を考えることを提起させることになろう。

6

これまでのべてきたように問題を整理していくならば、さきに宿題委員会が提案した三つの時期の家の問題をとらえることは、決してばらばらな時期のばらばらな問題を提示して、討論を散漫にさせるものとはならない筈である。それぞれの時期において解明されるべきことは、以上のべてきたことから提示されることになろうが、蛇足を加えるとすれば、つきのようになるのではあるまいか。

まず明治期の日本資本主義の形成・確立の過程については、この時期に法制の整備・教育過程への積極的介入を通じて、現実にばらつかのこととなつた形態をもつていた農民の家族生活の形態を正統的家制度に統合化する企てがすすめられた。この過程を明らかにすることによつて、農民の家族生活にどれだけのヴァライエティがあり、それがいかに収斂されたのか、そしてそのような過程をへることによって、農民の家族がいかに変質せられたのかを問うことが要請されよう。

つぎに戦前のファシズム体制への移行期については、しばしば最近の状況との類似点があげられるのであるが、その時期に「家の解体」という事態があつたのか否か。端的にいえば今日においては、

むしろ資本主義が家をこねじてその体制の維持をはなつているのに
対して、戦前の時期には、家を利用し、補強してファシズム体制を
構築していくと考えられることをふまえて、この時期の農民がど
こまでの変化・解体の禍中にあつたのかを明らかにすることが要請
されよう。それはこの時期と今日の事態との共通点と相違点を明
かにし、それによって今日の事態の意味をより深く把握することに
つらなるであろう。

三番目の戦後の時期については、もし改革の時点をとらえるので
あれば、そこで農民の家の実態と改革において想定されていた形

表1 農民家族の形態の歴史的変化

	(1) 幕末期	(2) 大正9	(3) 昭和35	(4) 昭和45
夫婦家族	49.0%	46.4	34.9	36.3
直系家族	34.8	42.2	55.4	56.2
その他の家族	16.1	11.4	9.7	7.5

- (1) は甲斐国山梨郡山崎村の宗門人別帳の分析、小山
隆「家族形態の周期的变化」(喜多野・岡田編「家
—その構造分析」)による。
(2) は国勢調査の農林漁家世帯。
(3),(4) は厚生省、厚生行政基礎調査の農家世帯

表2 家族形態変化の一事例

	秋田県下小阿仁	岡山県浮田
	昭28	昭43
夫婦家族	30.1	34.8
直系家族	59.3	61.1
その他家族	10.6	3.8
		昭28 昭43
	37.2	55.3
	39.6	59.0
	7.5	1.4

- 福武直編「農村社会と農民意識」による。

懇とをとらえることを通じて、戦後農民とはいかなる存在であった
のかをあらためて確認し、そのような農民を創出した体制の意義を
も検討しうることになろう。そしてもし、戦後の時期を現時点につ
いてとらえるとすれば、過疎問題や老人問題の形であらわれてきて
いる家族の解体の具体的分析を通じて、今日における「解体」とは
いかなるものであるかをとらえることが課題となるであろう。
以上がこの課題とその論点についての私見である。拡大委員会の
討論を通じて、さらに課題が適切なものとなり、それを具体化して
ゆくための方法が明らかになることを希望したい。

宿題委員通信

〔まえがき〕

在京の宿題委員から地方在住の宿題委員宛に質問が出され、これに対し、安孫子、岩本、後藤各委員より回答がありました。この回答の要旨が研究会の席上、似田貝委員より紹介されました。事務局では各委員のご意見をそのまま会員の皆さんにお伝えした方がよいと判断し、似田貝委員からの質問と各委員の回答全文を掲載することにいたしました。

◎似田貝香門委員

前略失礼いたします。過日第一回合同委員会が開催され、特に宿題委員会提案が討議されました。つきましては今後の宿題委員会のあり方、研究会の設定の仕方、本年大会のもと方などに關して宿題委員各位の御意見をうかがうことになりましたのでよろしくお願ひいたします。

△これまでの経過報告と問題点△

昭和四九年度大会の共通課題提案は、昭和四八年大会終了後（十月三十一日）第一回宿題委員会での討論に基き、蓮見委員によつて、第二回合同委員会（十二月七日）に提出されました。「提案要旨は「研究通信」第90「昭和四九年度大会の共通課題についての提案」参照」

この第二回合同委員会では、宿題委員会提案課題に関する、「家」問題の課題設定の仕方についての疑問、殊に、前大会の課題△都市

と農村の対立△との関連をめぐって討論されました。

この前大会の課題の発展か否かという疑問に対し、当日参加した宿題委員、蓮見、高橋、似田貝は、「家」問題設定は、宿題委員会の独自の設定ではなく、第一回合同委員会（十月三十一日）で決定されたものであり、宿題委員会としては、前大会課題との関連で「家」問題を設定せざるを得ないことを主張いたしました。この点に關しては、本年度の宿題委員会の留任にあたって次のような問題が当初から存在していたことが一つの要因になつてゐると思われます。

△本年の課題の設定と宿題委員会の役割問題△

1. 前大会の課題（都市と農村の対立）のなかに「家」問題が引継がれるか、それとも、新たに「家」問題が設定されているのか、これは大変判断が困難なところです。

2. ところで、「家」問題が第一回合同委員会で設定された際、宿題委員の交替要求（辞任）を申出たところ、これは却下されました。そこで宿題委員会としては、この委員会が本来、前大会の課題設定のためにもうけられたことを考慮し、なるだけ、前大会の課題との関連で「家」問題を設定するようと考えることが基本的な方向付けとして承認されたと思われます（第一回宿題委員会）。つまり、前大会は課題を確認するにとどまり、この大会で一つの反省としての△都市と農村の対立△が村落構造や「家」・家族といふ領域にどのように表現していくか、ということを具体化するための、一つの領域確定として、「家」問題が設定されたと考えた

わけです。もう一度要約すれば、前大会の課題の具体的テーマの

設定、あるいは系論として「家」問題を設定するという方向だと思われます。

しかしながら、第二回合同委員会の討論は、「家」問題そのものに集中してしまいました。この点は当日参加した宿題委員の努力が十分でなかったことを卒直に認めざるをえません。「家」問題そのものが今年の課題と考えられてしまえば、前大会の課題と

の接合は無論のこと、今年度提案の宿題委員会案はあいまいなもと批判されることは想像に固くありません。

4. これらの問題は、一昨年設定（再復活？）された宿題委員会の責任領域と役割が明確ではないことから引起されてくるものと見えましょう。

いずれにせよ、本年の宿題委員会はいろいろな問題をかかえていたと思われますが、在京委員としては、2の骨子で本年の課題を考えていきたくと思いますが、いかがでしょうか。なお、この骨子で課題をたてるにしても以下ののような問題は残っております。

△問題点▽

1. 「家」という概念の把握の仕方の多様性をどうするか。法社会学の場合、経済史学の場合、社会学の場合、いろいろ視角が異なる。

2. △都市と農村の対立▽の一つの具体的形態として「家」を問題にするさいの具体的視角をどのように設定するか。例、就業構造、労働力問題、生活構造…………。

△今後の研究会設定上の問題▽

1. 提案原案では、大会では三と四つの時期区別に報告されることがなっていますが、本年で一度に行なうのか、それとも来年まで継続を前提としているのか。後者とすれば本年はどこかの時期に限定することも考えられる。

2. 大会の報告候補者

3. 研究会の開催の仕方

a、どのようなテーマで、どの方に報告を依頼するか。
b、東北で行なう場合の研究会のもち方。

c、東京での研究会のもち方。

以上の点に関して、御多忙とは思いますがよろしく御意見をお寄せ下さい。なお、在京の委員会は二月中旬に行ない、二月下旬に合同委員会で第二次提案を出して、四月から研究会が行なわれるようになります。私は、二月十日ごろまでに御返事いただければ幸いです。

◎安孫子麟委員

前略 反事がおそらくとして申訳ありません。以下宿題委員の一人として今までの経過をどう理解しているかという点と、提案内容の具体化についての私見とを、申上げてみます。

1. 経過について

1. 今回の提案の内容が、前大会の課題の継続であるかどうかといふ点については、私は継続であると考えてきました。それは第一

回合同委の議論をみてもわかるとおり、会員アンケートのなかで

多かった“継続”という意見と、‘家をとりあげる’という意見とを、接合させることで、委員会は一致したと理解しているからです。そして、宿題委は、この決定に基づいて、課題を具体化しようと努力したと理解しています。

2. 似田貝さんのまとめで、多少違つて受取つていたのは、△本年度の課題設定▽の2にある「この委員会が本来、前大会の課題設定のためにもうけられた」という点です。

私は、宿題委は、毎年の課題設定乃至具体化のために設けられた（復活した）ものと理解していました。「つまり、今後、常置される委員会と考えていました。

しかしそれ以上は、明確になつてないので、任期があるものか、課題ごとに変るものか、毎年変わるのか、わかりませんでした。ただ、主観的には、“都市と農村の……”という課題が、四七年度には充分深められて論議されなかつたといふ反省の上に出て来た（委員会設置が）ようと思つていましたので、テーマ（課題）が変われば、メンバーも兼任者に変えることが妥当だと考えています。

だからといって、辞任申出が却下されたから、テーマも継続――あるいはテーマ継続だからメンバー継続――とは考えていました。テーマの継続は、まったく別な論議（前述した）から決まつたもので、宿題委はそれを具体化した、ということだけです。

二、課題の継続について

大会において司会をしたものとして「都市と農村」というテーマが、家というものを具体的な対象として継続されたことは、意味のあることだと考えています。

前大会の報告と討論は、どちらかとくらと、資本対農業、資本対農村労働力、資本対農村構造という関連だけでどちらがれ、都市乃至村落が明確にならぬいうらみがありました。

村研としては、都市的社會と村落的社會の関連・対立・変化を考えなければならないと思うのですが、このためには、一方では前の「研究通信」でも述べたように、都市的社會と村落的社會についての理論的枠組みの確定が重要であると同時に、他方で具体的研究では、社會の主要な構成単位を比較しつつ解明することが必要です。

その意味で、家・家族は、こうした構成要素となり得るものであるし、また村研としては、とりあげ得るものだと考えています。他に生活構造とか地域構造とか、etcあるでしょうが、“家”が少なくとも適當な要素であることはまちがいないと私は思います。

それゆえ、村落的家と都市的家、あるいは農民家族と労働者家庭といった視点で、都市対農村を具体化することは可能だと思つていただけです。

“継続”には、こうした積極的意味、必然的展開ということが含まれているのだ、と考えています。

三、課題の内容上の問題点

1. 家をどう理解するか、という問題は、私には意味がよくわかりませんでした（通信九〇号）。これは社会学を知らないせいだと

思ひます。経済学からいえば、家の経済単位としての側面をまず問題にしていくので、生産・経営・消費・生活（狭義に考えてみます）あるいは貢納単位、労働力再生産単位 etc、段階により多様に表われてきます。これに家族関係、家制度、相続 etc いろいろ附け加えてもいいわけで、要はそうしたもの的一部または全部に着目して、都市的家と村落的家との対比・関連・変化を考察すればいいと單純に思っていました。“通信”を見た今も、まだそう思っています。ただこの場合、“対立”ということは、

“差違”だけに終らなく、どう点だけは考えてほしいと思ひます。“差違”から出発するのは当然として、そこにおける“関連”と“矛盾”、そして矛盾対立の動いていく方向、家の変化の方向は明確にして、それによって生ずる問題・新たな矛盾を示してほしいと思っています。

2. 報告の組立て方について“提案”では、農村の方の家が中心になつてますが、これでいいのかどうかという疑問があります。つまり「日本資本主義と農家」というようになつてしまつていいのか、どうう疑問です。一人の研究者としては、そななるのは当然かもしませんが、少なくとも、そうした村落の家の変化が、都市的家、都市的社會にどう影響（差違・関連・矛盾・方向）しているか、あるいは逆に、都市的なもの（単に資本など）ことでなく）の側が、農村の家にどう影響しているか、ということを踏

まえた報告であつてほしくと思ひます。

3. 報告の数は、時間的にみて三本。やむを得なければ四本。

(1) 四本のときは

理論的枠組み——そもそも資本主義の下での都市的家と村落的家の対立（差違・関連・矛盾・方向）はどんなもので、それはどんな意味（社会研究の上で）をもつてゐるのか。

明治期——日本資本主義確立期の問題。これを、まちがつても産業資本段階として把えなじこと

戦後——二本——とくに限定しません。つまり農地改革と現段階としなくともいい。

(2) 三本のとき、明治期と戦後一本とにする。

以上のうちとくに都市的なものを取りあげるとすれば、戦後のうち一本で、かなりふれでもらう。報告は農村であつてもいいが、そのなかで、都市の方にも力を入れて出してほしく思います。4. 課題の意義と、報告の位置づけをキチンと会員に報らせ、報告者をお願いすれば、今年が去年よりよくなることは間違いないと思ひます。

これは去年、おととしの報告者や討論が駄目だったということが、やはり疑問です。一人の研究者としては、そななるのは当然かもしません。毎年着実によくなつていくという意味です。長くなりました。以上です。

冠省、御返事が遅れてすみませんでした。要用のみ御答えします。

1. まず、問題点について

今年、とりあげる「家」の問題は、昨年の課題「都市と農村の対立」に関して議論を進めるさいに、私と東氏の報告が、「農村」と対立する意味での「都市」の性質を「資本」として把え、そのうえで「資本が農村・農業をどのようにして掌握して行ったか」あるいは「農村・農業はどうにして資本によって掌握され行つたか」という視点を強調する立場をとったことに対し、「土地所有」の問題をとりあげる必要があるのではないかといふことがいわれ、そうした「土地所有」の主体として「家」を考える必要があるとして出された面があるのでないかと思う。もちろん、もつと違つた意味で純粹に「家」を考えるという立場もあると思うが、じちおうこれまでのテーマの継続ということで進めていくと考える。

ところで、私たちの視角から「土地所有」あるいは「家」の問題が、欠落していくところを批判があつた。しかし、私は、もとよりこうした批判が出るのを承知の上で、従来の村落研究において「土地所有」・「家」を強調したものの多くが、結果において「むら」の古さのみを確認するにとどまり、日本資本主義の半封建的性格の論拠を求めるだけに終つて、「むら」の古さのうべきたるところを解明することができなかつたことに對する批判として、私の場合、あえて明治以降において「土地所有」や「家」

や、それをふまえた「農村・農業」が日本資本主義のあり方を規定するのではなく、日本資本主義が「土地所有」や「家」のあり方、そして「農村・農業」のあり方を規定するのだとこうことを、とくに主張したかったからである。その意味で、昨年の報告で譲り受けた製糸業の労働力調査を通して「都市と農村の対立」をみると、「土地所有」や「家」の問題を意識的に欠落させてくるので、あり、私が無意識にそれを欠落させてくるのではなくことは、報告中での製糸工女の契約書や虚偽の婚姻の資料において当時の「家のあり方を示すものを掲げておいたこと、そして、そのような「家」が労働力を販売しなければならない理由として、土地の所有面積あるものは經營面積が零細であったことを恐れずにいわならば、らむわかり頂けると思う。誤解されることを恐れずにいわれば、「土地所有」や「家」の問題は、資本主義社会のなかであのようない（あの程度ではない）位置づけて論すべきものであつて、それ以上のものではない。このことは今後において「土地所有」や「家」の問題を詳細に検討しようとすることと矛盾することではない。つまり、私のような視点に立つて「土地所有」や「家」の問題をつぶさに論ずる必要があるところことなのである。

さて、その場合、「家」は經濟史学として把える場合、それを土地所有主体、農業經營主体、家計といった面からみて行くことができよう。そして、資本主義社会における農民層分解という現象は、こうした「家」の所有・經營・家計の背離にもとづくものであろうから、明治以降の各時期における所有主体、經營主体と

しての家、家計のあり方を検討するならば、おのずと「家」の概念も明確になってことよう。

また、「家」を問題にする場合の具体的視角としては、土地所

有構造、農業経営構造と家族労働力の不完全燃焼分の商品化といふ問題を、当面經濟史学としてはやって行く必要があろう。そして、そのなかで日本社会の就業構造をめぐっての大河内理論、溝谷理論、並木理論の是非も明確になつてことよう。きわめて大雑把に私見を述べれば、溝谷理論は明治初年とか昭和恐慌期とかいつた大きい經濟的変動のあつた時期に適用できると思えるし、大河

内理論は相対的安定期についてほぼ妥当すると思える。また、男女別にいえば男女労働者については溝谷理論、女子労働者については大河内理論といふこともいえよう。どうも、どちらが一方では切れないと思えるが、女子労働者が全労働者の過半を占めていた第一次世界大戦前には大河内理論の方がより有効のように思える。ついでに並木理論についていえば、これは大数的処理をした平均的数字でそういうことであつて、個別具体的な事例への適用はかえってむづかしい。極論すれば平均といふことの無意味さを示すものといえよう。

2. 今後の研究会設定上の問題点

(1) 「家」の問題といふことになれば、時系列的に把える必要があるから、時期区分をして、理想的にいえば、今年は戦前、来年は戦後という順序で行くべきであろうが、昨年、戦前の問題が強調されすぎたといふのであれば、今年は昨年の課題を含め

てまず戦後からやってみるのもよろしく思える。

(2) 大会の報告候補者

① 近時、筑豊の炭鉱地帯の百年の転換を年表をまとめあげる

大事業を達成した九州大学の秀村選三氏に、その間でえられた資料にもとづいて我々の問題についての報告を願いたい。

② 労働経済学関係の方にどなたか。

(3) 研究会の開催のしかた

当面は在京の方にプランをおまかせしたい。

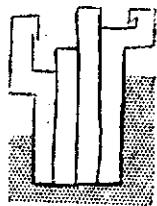
◎後藤和夫委員

拝啓、村研の宿題委員会の問題についての意見照会の件、拝見いたしました。年度末の折から在京の委員の方にはご苦労をおかけいたしました。

第二回合同委で、宿題委提案の課題設定の仕方について疑義が出たとのことです。そして第一回合同委の前後からいろいろな問題があることもある程度承知できましたが、私としては、宿題委提案および、今回お手紙の△本年度の課題の設定と宿題委の役割問題△の2の線で、課題を考えていきたいとの御意見にもともと賛成です。結論的にいって、それ以外に出しようがない、と考えていいのではないか、と思います。

△問題点△の「家」概念の多様性といふことについては、研究会で整理していくいただきさえすれば、大会報告の段階でちがつた立場が並んでもよいのではないか。具体的な分析視角の設定について

は、なるべく多くの視点からの分析と論点の展開があつた方が望ましいが、戦前ともなれば、むしろ資料や事例に制約される方が大きくなるのではないでしようか。宿題委提案の4つの時期区分は、報告に欠かしたくないが、本年限りか、2年継続かの点については、各時期をカバーできるよう報告が揃うならば、一年で完結でもいい。△都市と農村の対立▽の系論として設定された課題という意味では。しかし2年継続にも堪えうる問題と考えられるので、二年を予定してもよいし、大会時に継続ということになつてもよいとおもう。



第一回研究会

さる三月十六日、中央大学会館二〇五号室で、「共通課題に関する各宿題委員によるコメント」というテーマで、第一回研究会を開催いたしました。蓮見委員より別掲のような報告があり、似田貝委員より地方在住の宿題委員の御意見が紹介され、司会島崎のあとに熱心な討議がありました。当日は事務局の不手際でテープ・レコーダーを用意することができませんでしたので、メモによって討議の概要を掲載することにしました。できるだけ忠実に表現しようとしましたが、限界がありますので、その点発言者の御了承をお願いします。なお当日の出席者はつきの通りです。益田明美（明治学院大）、蓮見音彦（東京学芸大）、若林敬子（人口問題研究所）、高山隆三（慶應大）、米地 実（日本女子大）、佐藤常雄（東京教育大）、岩本由輝（山形大）、安原茂（成蹊大）、似田貝香門（山梨大）、高橋明善（東京農工大）、島崎 稔（中央大）、田野崎昭夫（中央大）、吉沢四郎（中央大）。



討論

（島崎＝司会） 蓮見さんのご報告に対する質問からはじめます。

（安原） 直系家族＝家父長家族と理解してよいのか。

（蓮見） 家族類型という形態面で把えるならそういえる。もちろん家族内の人間関係は秋田・岡山の意識調査にみられたように変化している。したがって、形態がそうでも家族内の人間関係といった

内容からみて、家父長的家が今日まで存在してゐるとは理解していない。家族形態、相続制に連続性があるとみており、この局面では「家」といふてよしと考えてゐる。

(安原) 蓼見の報告にある「核家族」も単純な形態規定として用ひてくるのか。

(蓬見) その通りだ

(島崎) 家族の論議はさらに続けていたたくとして似田貞さんより地方在住の宿題委員の方からの御意見を紹介していただきたい。(似田貞委員の紹介は別掲したので省略します)

(高山) 小池会員から電話で、課題に関連して、前からの関連も大事だが、現在、家をとりあげる意味をつかめようか、課題設定の意義について充分討議していくべきだ、との伝言がありました。

(島崎) 去年の課題の一環という理解と新しい課題と理解する立場とがある。継続をよりかさしてやれるか疑問を感じる。都市を掲げながら成功した例がない。都市に切りこめなかつたむずかしさがある。小池会員のご意見をふまえて議論したらどうか。

(高山) 昨年の報告は、日本資本主義と農業になつてゐた。都市と農村を資本蓄積と農業とくようにえた。蓼見さんの今日の報告では農民層分解がとりあげられた。家族構成をもつた農民経済の解体を抱えないと、農民層分解の全体が明らかでない。家族をとりあげることは農民層分解を明らかにすることだ。

(蓬見) 家の問題を探でテーマにするといろんな視角からアプローチが可能で、どこへゆくかわからない。棒をどうはめるかが問題

で、去年の延長という枠を始めた。

(高山) 今年度は、戦後の実態をつみ重ねていた方が、より生産的でいいか。

(島崎) 前の合同委員会で2年間やるときは古い方からやりたいとの意見があった。

(蓬見) 現在からやつた方がいいのではないか。

(高山) 実態の整理をして、古い方にさかのぼる方がよい。

(島崎) 昨年の大会の際の委員会で出されたのは、発想が逆ではなかつたか。

(岩本) 現代からあがつても抵抗は感じない。歴史もやると時間をとってしまう。

(蓬見) 小池会員が指摘された家族をとりあげる意味が、歴史をさきに出すとわからなくなるのではないか。

(安原) 村の解体の論議がつづいてきたが、農民とは何かを考えようという発想があるのではないか。この辺で家なり家族を攻めてよいのではないか。根本の村なり農民をどう考えるかを明確にすればよのではないか。

(島崎) △村の変化の推進力▽という課題設定のしかたに当時疑問を感じていたが……。高山会員のくうように農民層分解論の立場からとくうように一致してゐるか疑問だ。△推進力▽といつてもまあに村研で議論したときと四十年代とでは思想は異なつてゐると思う。

(岩本) 推進力は生産性向上から農民運動まですべてを包含して

いた。

(高山) 現時点では、条件の変化をふまえて、農民層分解を家との関連でとりあげたらという希望がある。家を現在とりあげる意義は学問により異なっているが、私は分解論の立場からみている。

(島崎) 農業労働力の自立化といったとき家が関連してくる。

(高山) 家、家族をとりあげたとき村がうまくぼりにされてくるのではないか。去年も家をとりあげなかつたことが、村研的意味で村を明らかに出来なかつたのではないか。

(島崎) 推進力という課題を設定したとき、とりあげるべき家がとりあげられなかつた。四〇年以降、農業、農民、農村の在り方は、そういうものをおしつぶすような事態で、小土地所有者の主体的な展開を許さないような資本の収奪がおこなわれてゐる。この事態の中で改めて主体をとりあげようとした。

(高山) 自作農の否定と村との関係を、日本資本主義の発展の方に向で位置づけてみることが必要だ。

(島崎) 四五年以降、特に現時高蓄積のメカニズムの変化が問題とされてゐる。高度成長の持続として理解するか、高度成長が変化したと理解するのかまだ問題である。家を問題にすることは、高度成長過程での農民家族をとりあげなかつたことを改めて追求することとなのか。

(高山) 四五年以降、蓄積のメカニズムが変わつたとしても、その実態をどう考えるかは問題だ。しかし、高度成長下の家族の実態は明らかにする必要がある。

(島崎) 新全縦を強行できない事態はある。

(高山) それは昨年の大会でもっともり上げてよい問題だった。

(似田貝) その問題意識で、去年の課題を設定したのだ。現状における地域開発の共通論点を出すことを考えていた。その場合、就業構造、労働問題、地域生活の諸問題などを整理することを考え、村落は具体的な領域として設定できると考えた。

(島崎) 家族を意識的にとりあげると必要だ。

(高山) 現状の把握として、対立の内部構造としての村落をとり上げる。

(似田貝) これまでが大きなテーマだったから、家をとりあげるのか。

(島崎) 両方の理解がある。両方を満足する必要がある。たとえばいわゆるローターんがいわれるが、農業にはもどらないといふ現実がある。Jターンが何故おこるのか。こういふ事例が報告されても全国的にも検討しておく必要がある。

(若本) ローターは建物としての農家にもどつても農業にはもどらぬ。

(島崎) 具体的事例で農民層分解を考える必要がある。

(若本) その場合平場でみると、山村は特殊な条件があり困難でないか。

(蓮見) 筋を通しておけばよし。

(似田貝) 都市と農村の問題を、もう一つつめるものとして家族が出てきたと理解してよしのか。

(岩本) 都市と農村は面白くないから、家をとりあげよという意見もあるのではないか。

(高山) 宿題委員会が方向づければ問題がおこらないか。

(島崎) 現在、家族論が重要視され、流行している。村研がこれと無関係に存在するわけでもない。農村を離れて家族論が流行しているのでもないだろう。

(吉沢) 課題の設定に理解の相違があるても、農民家族の実証的なモノグラフが提示されれば、村研会員の関心にかなうのではないか。

(高山) 戦後のモノグラフでつめてよいのではないか。

(岩本) 資本を抜きにして農村を語れない。

(似田貝) 高山会員の提案でゆけば、現段階にしほって、農民層分解を枠として問題をたててゆく。具体的な接点が家と理解してよいのか。その場合、問題は何か議論していくかだ。私は就業構造、労働力、地域生活をとりあげていくことが考えられる。

(高山) 農民層分解は経済的局面上で割切っているが、自作農民の解体といった場合、家族、社会関係の解体をふくめてくる。これまで経済的局面でつかまえていたことが不充分だった。この意味で、家を媒介として入れるのがよい。

(島崎) 家をどう入れるのか。『小企業農』が検出されたとき、家族労働の評価つまり労賃範疇として確立していくかどうかが問題なのだ。家はいまそれほどの意味をもつのだろか。消費の枠としての世帯としての意味はあるが、ネガにもポジにも家の問題が出て

こないのでないか。

(蓮見) 家で抱えるのがよいか悪いかは問題があるが、家を前提として考える農民の場合と、世代的に家から独立した農民の場合がある。これは農民の基底が異なるからで、家族が異なるからではない。戦後は複雑だからひとつつのアイテムとして家族をとりあげ追求することに意味をもつ。

(似田貝) 大会にこれが一本あることはよいか……

(岩本) 共同体のないところに家はない。

(蓮見) そう簡単にわりきれない。

(島崎) 社会学的には、たとえば老人問題と家族といふように問題になる。

(蓮見) 特殊研究として取上げることはそれでよい。

(高山) 土地改良を通じて耕地の独立性が戦後強化されている。しかし完全に独立しているのではない。水田の場合、水利のもつ共同性とからみ、家産としての家もひっかかる。

(島崎) それがもつ重要性は評価する必要がある。

(高山) 共同性があるときの家をはつきりさせなければならない。

(島崎) 低賃金労働が出てくるとき零細な土地所有が意味をもつが、家族はどんな意味があるのか。

(岩本) 共同に農業經營者として個人が参加している。

(高山) 家ではない個人としての位置が明確になればよい。自作農の性格にどうしてもかかわりをもつ。土地所有の性格や家がひつかかってくる。

(岩本) 自作農は農外収入がないときに“家”が意味をもつてゐる。分解基軸が上昇し、“家”としての意味は家計の単位という意味になつてゐる。

(高山) 自作農の家族と小企業農の家族に差違はあるのか。

(岩本) 小企業農は單一なのか。

(高山) 小企業農は單一だ。しかし梶井氏のいうように見えるのが。

(島崎) 梶井氏がいふのは、四二年ぐらいの上昇をつづけていた米価のとき利潤を問題にした点だ。

(高山) 利潤簿疇が成立するかどうかを問題にすれば、それは体制的な問題だ。

(岩本) 共同性が現われながら崩壊するところに“家”的問題があるのではないか。

(高山) 個人で全部割切れるか。

(岩本) 家とく意識をもつるのは三十代、四十代で、若い層にはその意識がない。

(安原) 小企業農、旧型富農といったこともあり、形態的にはいずれも家族經營だ。したがつて、労働力、就業構造で性格規定をする必要がある。現段階の農民層分解とかかわる問題である。家族協定農業がほとんど解体してゐる現象をみると、農民に合理的な観念があるのかどうか、こうじう点もはつきりさせたし。蓮見会員の出した枠組みを基準として、家族の内部関係の具体的展開ができるないか。

自作農といふ形態をとつてゐるが、家長権、労働、役割、家意識と

ひつたものを洗えばよいのではないか。この点を洗つて戰後のタイプを検出できないか。山形県東根の場合、果樹地帯だが、農家は近く

の自衛隊のマーケットに必需品を買つてゐる。アパート收入は隠居の小遣いとしている。こゝで家族関係は古いものがある。息子が經營者になると奥さんの小遣いはなくなつてゐる。こういった問題がある。農民を貧農範疇で把えるのか、土地持労働者として把えるのかといった問題は依然としてある。その点で、村の解体からひきつづいた攻め方が、今度の課題で出でる。

(高山) 農民年金には主婦は農業をやっていても加入できない。経営主は出稼ぎに出ても受給資格をもつてゐる。

(岩本) 法律の方が家意識をもつてゐるのではないか。

(高山) もしそうなら主婦から要求が出でよろのではないか。ドイツでは主婦は農民年金の受給資格をもつてゐる。こうした問題をひとつひとつ攻めてゆく必要がある。

(遠見) 家族の内部構造を攻めてゆくのはどうか。都市家族を攻めると、バラエティがあり、明確にならなければならない。

(安原) 就業構造を明確にしなければならない。

(似田貝) 新しい分析視角を出すとすれば、農民層分解の局面を変えることが必要である。今まで生産、經營の関連で自作農体制を問題にしてきたが、新全総以後、新しい地域開拓政策の中で、土地所有の意味が変つてきてゐる。

(岩本) 山形では市街化区域と調整区域の線引きにさうし、市街化区域に入れると農民が争つた。

(似田貝) 上からの土地所有が問題になる。資本にとり小所有が邪魔になるという観点を入れておかないと、戦後の総括だけでは今後が展望できないのではないか。

(島崎) 土地問題について、共産党は土地改革として提案し、小土地所有を守る政策を出している。労働者の居住をも確保する新しい土地政策が、農民問題としても提起されている。

(似田貝) 家族を追いかけて、その問題が出てくるのか。

(高山) 現在、家をとりあげる意義はどこにあるのか。

(島崎) 農業解体の側面だけで問題にしてよいのか。

(安原) 出稼ぎは都市の多就業家族と同じとみてよいのか。土地所有とくらう点を問題にしないでよいのか。

(岩本) 出稼ぎが出ばならない理由の一つに失業保険がある。

(似田貝) 農村を農業とみる場合と地域とみる場合で理解が異なる。都市再開発をみると、駅前の零細小営業者の資産を独占が取得する結果になっている。原発地をみると、原発側は農業の数多くの土地を買上げるだけで、農民は村を出るのではなく他の職業を求めてくる。こうした地域では内部の農民層分解よりも計画優先の外部の力がつよくなっている。

(岩本) 原発が地元にきても高度な労働に農民は適さない。酒田の工場誘致の場合、工場側が必要とするのは労働集約的生産に適する女子労働力で、男子労働力は工場建設のときの土木建設労働に必要とするのが現状だ。

(似田貝) 「都市と農村の対立」を課題にしたのは、資本蓄積の中での「地域」を問題にすることを意図した。

(島崎) 「地域」という言葉は無概念だ。そういうときも少し概念を厳密に、強いていえば、「地域」は資本のファンクションではないのか。

(蓮見) 農民以外をふくむ非農家が拡大してきたので地域を考える必要がある。

(高山) 資本蓄積のメカニズムが主導で農村を変貌させていくのに対し、農業内部の変貌をとりあげていない。そこでこの問題がでてきた。

(島崎) 農民を問題にするとき、農民の内的な発展性を探ることが重要だ。

(高山) 農民の主体的なものをとらえるための農民の分析が必要だ。その場合独占をどう位置づけるかが問題だ。

(島崎) これまでの討議で、大会のもち方について二つの問題がある。一つは現状からさかのぼるといふことである。二つは農民層分解と家・家族との関係に集約していきかどくう問題だ。

(安原) 研究会のもち方について、小池会員のいうタームの規定を初めから取上げてよいか問題だ。蓮見会員のアプローチがなされたので、これを具体的にすすめたらしいと思う。

(蓮見) 戦後の自作農の「家」、それの変貌過程についてどの辺に問題があるのか、理論的にも整理して欲しい。

(島崎) 課題がいつめられないと、もり上りのないまま大会に入

る危険性がある。

(高山) 報告は戦前の方がやりやすい。

(蓮見) 戦後の家族のモノグラフは少ない。

(高橋) 村の中での家が問題だ。二年間でないと調査の関係もありつゝこめないのでないか。一年目は枠組みづくりでよいと思う。

(島崎) では時間もきましたので、本日の蓮見委員の報告と地方在住宿題委員の意見、それに本日の討論を次号の「通信」にのせ、村研会員のたき台にさせていただきたい。次回の研究会は通信発行後に東北で開催していただき自由討議していただき、その東北の研究会の成果をふまえて、東京で第三回研究会を開くという段取りで今後すすめたいと考えますのでよろしくお願ひします。

(文責 吉沢)

○坂井 達朗

仙台市台原五一六一八
(電話 ○三一四二一七八一二一 内線三九一)
(自宅 二九八〇)

愛知県宝飯郡一宮町東上丸塚住宅七

△住所不明会員についてのお願い

新しい会員名簿を作成したいと準備中ですが、会報をお送りしても住所不明で返送されてくる会員があり、大変困っております。次の方をご存知の方がありましたら、至急お知らせ下さい。

- 伊藤 繁 元北海道大学農学部院生
- 木原健太郎 元名古屋大学教育学部
- 佐々木泰雄 元農林省農業土木試験場
- 白井 尚 元山梨大学教育学部
- 上田 一雄 元大阪大学北校

会員動向

◇ 所属・住所等の変更

○戒野 真夫 (平三三八)

浦和市上木崎六三四一七

日本大学農獸医学部

世田谷区下馬三一三四一

(電話 ○三一四二一七八一二一 内線三九一)

(自宅 二九八〇)

-21-

「老い」

島崎 稔

ど研究者冥利につきるものはあるまい。

つい最近、さる週間前に当村研の紹介記事がのった。その一節を抜書きしてみると、「設立後二〇年を経た現在、研究会の基本的方針にかかるような難題が山積している。……若手が次々に育つてこず、メンバーの主力が比較的高齢になつていて、二〇歳を越えたこの研究会は、いま大きな転期を迎えてゐるのかも知れない。」何はともあれ氣の重い指摘である。

わたくしは、三月、東京でも雪の舞つた十八・十九の両日、東邦亜鉛安中製錬所の公害裁判の前橋地裁現場検証を迎えての現地集会によびだされた。現場検証にこぎつけるまでの段階でわたくしは、時に、現地農民の訪問をうけたり、弁護団にかつて集めた安中調査の原資料の提供を求められたり、地元紙のインタビューに答えたりして一定の協力はしてきたのであるが、雑用に追いまくられていることを口実に余り積極性を示しえないでいた。いよいよ現場検証というので引張りだされたわけであるが、朝、安中製錬所正門前に着くと、農民・弁護士団のわたくしを迎えた目は一様に、温かさと感謝に満ちてゐるようわたくしには感じられた。やがて、隣つた一人の弁護士の紹介があり、二〇年前のわたくしたちの調査報告書にふれ、これまでの斗いに貴重な資料となつたことを述べていた。二〇年前の調査が今生きつづけて斗いの武器たりえている、これほ

して支援した人、争議以来今日までの公害を農民の支援団体のなかで活動しながら同人雑誌に長編を書きつづつてゐる人、さまざまであつたが、農民はカアチヤン達を除いていずれも年老いていた。一見農業には従事しないと思われる民青の若者を別とすれば、そこに青年労働者・農民の姿はなかつた。農家の労働者化した青年達は、各事業所職場へ東邦亜鉛からの指令がだされてゐるのでもあらうが、休日にも公害斗争には参加してこないといふ。斗う年老いた農民のかげでいるゼッケンには「農地をかえせ！」とあつた。

現場検証、十八日は悪天候を理由に裁判官は現われなかつた。午後から農民・弁護士団はその抗議に前橋にでかけ、わたくし外三人の研究者は工場の周辺を見て廻つた。かつてと景色は一変してゐた。公害田は荒れたままであるたが、『公害隠しの』の効果をねらつてゐるようにもみえる、客土による土地改良のためブルトーラーがあわただしく動いていた。水路は今日に備えてのことであろう、タワシででもこすつたかのように苔も落されていた。工場に隣接する、岩の露出した山肌には以前会社がぬつた緑の塗料のあとがまだかすかに残つてゐた。検証一日目、約束の午前九時をはるかに遅れて到着した裁判官は、着くと早々にして被告たる製錬所の別棟事務所に姿を消し、そのなかに弁護士団のうち五人と人數を制限して打合せに入つてくることを要求してきた。抗議集会は続いた。その間、発言者の名前を掌に書きつづけていた県警公安の私服が摘発された。妥協

のすえ、検証は午後から、それも工場内の一室に限られ、公害田については土地改良の終る後日にはまわされた。午後、天候が急変し検証実施は危ぶまれたが、ともかく荒天をついて工場内の極く一部についておこなわれることとなつた。工場内には、弁護士団と人數制限された農民だけが入れた。かつて勤務しており、挂肺で退職した農民の入ることを会社側は頑強に抵抗した。七二歳の農民である。彼は、検証を終つてでてきた報告集会において、やつと一言、「今日は、昔のことが役に立ちました」と嬉しそうに挨拶をした。わたくしも最後に二日間の現場検証の印象として、二〇年前を思い出しながらあらためて、斗争のなかでこそ『事実』は明らかにされる、ことを述べて安中を去つた。安中公審裁判の法廷斗争では、どうやら証人をまぬがれられないことになつてきたようである。

研究の場からの離農、脱農があつつく。農村研究の老化傾向が指摘された。それが、『食糧自給率』の低下の問題のたとえではないけれども、われわれの課題たる日本資本主義社会の分析にどのように歪みなり停滞なりをもたらすかの評価はなおむづかしい。安中の農民ではないが、老いの姿は人さまざまである。研究会として老醜だけはさらしたくないものである。事務局だよりらしからぬ個人的なとりとめのない感想になつてしまつた。

京都府における変わぬ鶴川支持は何を意味するのだろうか。鶴川支持者のリストには、各町村農協長がずらりと名をつらねていた。周知のように、京都では例の食管制京都方式にみるような独特の京都府農政がとられてきた。得票はその結果なのか、或は、農村において通

		選挙結果		京都府知事選挙における鶴川候補の勝利についてはさまざまな評議が可能であろう。ただここでは、人間と農村の矛盾・対立と、いう一昨年来の村研課題との関連において、市郡別に『革新の灯台』鶴川氏の得票の変化を眺めてみたい。もっとも減少の著しいのは京都であるが、それでも過半数を維持している。他の市部は五〇%を大きく割った。大橋支持に替えた造船のおさえる舞鶴市は別として、大企業労働者（石油）の率の高い宇治市での減少が目をひく。しかも、ほど同時におこなわれた市長選では革新首長を実現させていたる。他方、郡部では、わずかに得票率を上げているとはいき、得票数はほとんど一定数を維持、二〇〇票ばかりふえている。市部を上回る、この郡	
		鶴川	大橋		
京都市	今回	294,609 (51.0%)	282,784 (49.0%)	得票率	
京都市	前回	397,002 (59.3%)	272,904 (40.7%)	内に2人による。	
京都市を除く九市	今回	128,645 (47.6%)	141,399 (52.4%)	京都府知事選挙における鶴川候補の勝利についてはさまざまな評議が可能であろう。ただここでは、人間と農村の矛盾・対立と、いう一昨年来の村研課題との関連において、市郡別に『革新の灯台』鶴川氏の得票の変化を眺めてみたい。もっとも減少の著しいのは京都であるが、それでも過半数を維持している。他の市部は五〇%を大きく割った。大橋支持に替えた造船のおさえる舞鶴市は別として、大企業労働者（石油）の率の高い宇治市での減少が目をひく。しかも、ほど同時におこなわれた市長選では革新首長を実現させていたる。他方、郡部では、わずかに得票率を上げているとはいき、得票数はほとんど一定数を維持、二〇〇票ばかりふえている。市部を上回る、この郡	
郡部	今回	100,454 (51.3%)	95,025 (48.6%)	得票率	
郡部	前回	100,247 (52.0%)	92,474 (48.0%)	内に2人による。	
合計	今回	523,708 (50.2%)	519,208 (49.8%)	京都府知事選挙における鶴川候補の勝利についてはさまざまな評議が可能であろう。ただここでは、人間と農村の矛盾・対立と、いう一昨年来の村研課題との関連において、市郡別に『革新の灯台』鶴川氏の得票の変化を眺めてみたい。もっとも減少の著しいのは京都であるが、それでも過半数を維持している。他の市部は五〇%を大きく割った。大橋支持に替えた造船のおさえる舞鶴市は別として、大企業労働者（石油）の率の高い宇治市での減少が目をひく。しかも、ほど同時におこなわれた市長選では革新首長を実現させていたる。他方、郡部では、わずかに得票率を上げているとはいき、得票数はほとんど一定数を維持、二〇〇票ばかりふえている。市部を上回る、この郡	

註) その他候補合計 8,882 () 内に2人による。

『赤旗』1964年4月10日号

注) その他候補合計 8,882 () 内に2人による。

『赤旗』1964年4月10日号

例の“天下党”に対する“保守的な”票も加わっているのか。ともかく、農村においても、“眞の革新とは何か”が問われたことだけは間違いなさそうである。

京都府知事選の行政区別開票結果

注

- ①大橋氏の七〇年知事選との比較は柴田獲得票との比較
②最終結果は端数整理で数字に若干の変更がある

開票区	鷺川虎三				大橋和孝			
	得票	得票率	70年知事選		得票	得票率	70年知事選	
			得票	得票率			得票	得票率
北区	27,556	497	37,779	584	27,255	495	26,695	41.3
上京区	26,553	514	38,449	588	24,542	478	26,701	40.8
左中東山区	38,612	528	52,738	607	33,977	464	35,839	39.0
下南右伏見区	28,242	495	40,603	588	28,279	49.6	28,216	40.8
京都市計	36,970	520	46,853	602	33,632	47.3	30,632	39.4
福知山市	24,067	513	35,692	583	22,465	47.9	25,256	41.3
舞鶴市	22,803	552	30,886	613	18,145	438	19,299	38.3
綾部市	50,119	490	64,027	578	51,241	50.1	46,366	41.8
宇治市	40,007	477	49,975	580	43,249	51.6	35,860	41.6
京都市計	294,529	506	397,002	590	282,785	486	272,864	40.6
福知山市	144,89	458	157,54	463	16,825	532	18,140	53.4
舞鶴市	19,576	396	26,365	486	29,074	588	27,773	51.2
綾部市	12,091	481	13,628	504	12,879	51.2	13,367	49.4
宇治市	25,914	473	27,232	553	28,252	51.6	21,851	44.3
京都市計	8,288	464	8,911	465	9,429	528	10,209	53.3
福知山市	12,395	474	12,717	49.0	13,532	51.7	12,827	49.4
舞鶴市	10,344	554	10,989	634	8,178	438	6,277	36.2
綾部市	12,850	51.4	13,455	602	11,855	475	8,798	39.4
京都市計	12,699	524	9,788	596	11,344	468	6,568	40.0
九市計	128,646	471	138,819	525	141,398	518	125,790	47.5
大山崎町	3,441	533	2,878	589	2,954	457	1,982	40.6
久御山町	2,066	423	1,855	444	2,783	570	2,308	55.3
八幡町	8,833	546	6,902	61.1	7,177	443	4,357	38.6
田井中町	6,248	461	5,467	483	7,189	531	5,812	51.4
井出町	2,556	549	2,703	576	2,088	447	1,983	42.2
宇治田原町	1,833	437	1,824	419	2,549	560	2,523	57.9
山城津茂原町	2,626	525	2,873	562	2,340	468	2,229	43.6
木加笠和精南	3,047	513	3,415	549	2,841	47.9	2,780	44.8
南山城町	27,49	531	31,29	581	2,407	465	2,349	41.8
木加笠和精南	750	526	929	597	671	47.1	626	40.3
木加笠和精南	1,918	494	1,876	47.7	1,945	501	2,061	52.1
木加笠和精南	3,220	482	3,180	541	3,414	51.1	2,677	45.5
木加笠和精南	1,471	655	1,403	609	765	340	899	39.0
木加笠和精南	2,925	594	2,742	540	1,987	404	2,324	45.7
木加笠和精南	2,214	504	2,145	481	2,064	492	2,298	51.5
木加笠和精南	4,530	51.4	4,721	51.3	4,237	481	4,466	48.5
木加笠和精南	3,469	557	3,358	523	2,734	439	3,055	47.6
木加笠和精南	2,576	548	2,784	584	2,111	448	1,973	41.4
木加笠和精南	2,535	605	2,664	59.7	1,646	49.3	1,787	40.1
木加笠和精南	1,923	487	2,082	512	2,005	507	1,974	48.6
木加笠和精南	2,206	587	2,238	559	1,546	41.1	1,763	44.0
木加笠和精南	1,846	530	1,703	486	1,623	46.6	1,795	51.2
木加笠和精南	2,059	505	2,176	499	2,000	49.1	2,185	50.1
木加笠和精南	2,560	538	2,341	466	2,176	457	2,679	53.3
木加笠和精南	2,846	51.7	3,273	564	2,615	47.5	2,522	43.4
木加笠和精南	2,073	491	2,223	530	2,123	503	1,966	46.9
木加笠和精南	2,054	697	2,349	747	883	503	794	25.2
木加笠和精南	3,178	456	3,704	501	3,739	537	3,676	49.7
木加笠和精南	4,082	463	3,965	436	4,308	509	5,120	56.2
木加笠和精南	2,987	484	3,031	466	3,138	508	3,458	53.2
木加笠和精南	4,559	430	4,816	425	5,972	564	6,490	57.3
木加笠和精南	3,095	541	2,946	487	2,587	452	3,097	51.2
木加笠和精南	2,094	51.8	2,168	51.2	1,915	47.4	2,058	48.6
木加笠和精南	3,985	458	4,384	489	4,692	540	4,555	50.8
郡部計	100,454	51.1	100,247	540	95,034	483	92,514	45.8
京都府計	523,708	49.77	630,688	562	519,208	4936	491,168	434

資料出所)『赤旗』1974年4月10日号